

一宮監公表第1号
令和4年6月3日

一宮市監査委員 和 家 淳
一宮市監査委員 丹 羽 達
一宮市監査委員 鵜 飼 和 司
一宮市監査委員 渡 部 晃 久

まちづくり部及び建築部の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、まちづくり部及び建築部の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

まちづくり部及び建築部の定期監査及び行政監査結果報告

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項による定期監査並びに同条第 2 項による行政監査として、まちづくり部及び建築部の監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

第 1 監査の概要

1 監査の対象

まちづくり部（都市計画課、地域交通課、区画整理課、公園緑地課）及び建築部（建築指導課、公共建築課、住宅政策課）の財務事務及び経営に係る事業の管理並びに行政事務全般

（監査の範囲は、主に令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日まで。ただし、必要に応じて過年度の書類や調査日時点の書類も調査対象とした。）

2 監査の主な着眼点

監査の対象に係るリスクを識別し、その内容及び程度を検討した上で、監査の対象事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、またそれらを確保するために内部統制が適切に整備され、有効に機能しているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

（1）共通項目

- ア 予算の執行に関する事務は適切か。
- イ 収入に関する事務は適切か。
- ウ 支出に関する事務は適切か。
- エ 契約に関する事務は適切か。
- オ 財産管理に関する事務は適切か。
- カ 現金等の出納保管に関する事務は適切か。
- キ 行政運営の各事務は適切か。

（2）重点項目

- ア 空家等対策について
- イ 市営住宅の家賃に関する債権管理について

3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

(1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

まちづくり部長、建築部長、次長及び担当課長等関係職員から説明を聴取した。

(3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による事前調査	監査事務局	令和4年3月28日 ～同年5月19日
監査事務局による実地調査	公共建築課	令和4年4月5日
	住宅政策課	令和4年4月6日
	建築指導課	令和4年4月8日
	都市計画課	令和4年4月11日
	公園緑地課	令和4年4月12日
	地域交通課	令和4年4月14日
	区画整理課	令和4年4月15日
監査委員による本監査	監査事務局会議室	令和4年5月26日、 同月30日、同月31日

第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められたものの、以下に述べるとおり一部で留意し改善する必要がある事項（留意事項）が認められたので、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[留意事項]

まちづくり部・建築部共通

(1) 工事に係る事務について

工事書類の提出状況については、工事担当部署共通のチェックリストを活用し、適切に事務処理が行われるよう取り組まれているところであるが、抽出して調査したところ、次のような事項が検出されたので、原因を分析し、再発防止に向けた取組を進められたい。

ア 完了時に提出すべき書類が一部提出されていなかった工事が2工事あった。(公共建築課、住宅政策課)

イ 施工期間中に産業廃棄物処分業許可証及び特定建設業許可証の許可期限が切れたにもかかわらず、更新後のものが提出されていなかった工事が1工事あった。(公共建築課)

ウ 変更契約による工期延長に伴い建設発生土の処分時期が変更となり、建設発生土の適正処理に関する書類を再度提出する必要があったにもかかわらず、提出されていなかった工事が1工事あった。(都市計画課)

エ 契約の相手方は、完成検査に係る評定結果に疑問がある場合、完成検査完了通知の日から14日以内に市に対して説明を求めることができるが、市が通知した日付が公文書に記録されていなかった工事が9工事あった。(地域交通課、公園緑地課、公共建築課、住宅政策課)

まちづくり部

◎ 都市計画課

(1) 工事に係る事務について

前述のまちづくり部・建築部共通の留意事項のとおり。

◎ 地域交通課

(1) 契約に係る事務について

駐輪場整理業務請負契約において、契約書で契約期間終了後に期間中の業務実績を集計し、書面で報告することが規定されているが、契約の相手方から報告されていなかった。

契約に基づく報告は漏れなく行うよう契約の相手方を指導するとともに、チェック体制を強化し、内容確認を徹底されたい。

(2) 工事に係る事務について

前述のまちづくり部・建築部共通の留意事項のとおり。

◎ 区画整理課

特になし。

◎ 公園緑地課

(1) 工事に係る事務について

前述のまちづくり部・建築部共通の留意事項のとおり。

建築部

◎ 建築指導課

(1) 契約に係る事務について

建築行政共用データベースシステム利用契約において、契約書等で個人情報
の適正な管理のために必要な事項について報告することが規定されている
が、契約の相手方から報告されていなかった。

契約に基づく報告は漏れなく行うよう契約の相手方を指導するとともに、
チェック体制を強化し、内容確認を徹底されたい。

◎ 公共建築課

(1) 工事に係る事務について

前述のまちづくり部・建築部共通の留意事項のとおり。

◎ 住宅政策課

(1) 市営住宅一時使用料に係る事務について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇・雇止めにより、住宅の
退去を余儀なくされる者の居所を確保するため、臨時応急措置として地方自
治法第238条の4第7項の規定により市営住宅の一時使用を許可している。

一時使用を許可した者のうち1名1か月分の使用料が収入未済となっているが、所管課は、収納状況を定期的に確認していなかったため、このことを把握しておらず、地方自治法第231条の3第1項で、納期限までに使用料を納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないと規定されているが、督促していなかった。

法令に基づき適切な措置を講じるとともに、使用料の収納にあたっては収納状況を定期的に確認し、未収金について早期に対応する体制を整えられたい。また、納期限までに納付されないときは、法令に基づき督促するとともに、債権の管理を適正に行う体制を構築されたい。

(2) 使用料の調定に係る事務について

歳入を決定するにあたっては、一宮市会計に関する規則第3条第1項に記載された必要事項を調査確認し調定を行わなければならないが、既に調定した歳入に変更すべき理由が判明したときも、同様に必要事項を調査確認し調定を行わなければならないが、使用料の調定に係る事務において、適切に行われていないものが以下のとおり検出された。速やかに適切な手続を行うとともに、調定及び収納状況を定期的に確認する体制を整えられたい。

ア 市営毛受住宅の駐車場については、一宮市営住宅条例施行規則の一部改正により市営住宅の共同施設として整備された駐車場として追加され、令和3年12月1日から供用が開始されたが、11月分の駐車場使用料として1か月分誤って調定されていたため、実際の収入未済はないものの、予算執行上、収入未済が発生していた。

イ 市営住宅の一時使用許可については、3か月ごとに更新手続を行っており、許可更新時に許可した月の使用料の調定をまとめて行っている。許可期間満了前に使用者からの申し出により退去した1名分の使用料について、すでに調定した使用料を退去時に減額すべきであったにもかかわらず、処理を行っていなかったため、実際の収入未済はないものの、予算執行上、収入未済が発生していた。

(3) 不納欠損処分と債権放棄について

市営住宅の滞納家賃のうち時効の期間が経過し徴収困難と判断したものについては、不納欠損処分を行っているが、債権放棄の手続は行っておらず、条例に特別の定めもない。

不納欠損とは、昭和27年6月12日行政実例によると、「既に調定された歳

入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱であるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきである。」とされており、債権が消滅して初めて不納欠損処分が可能になると解される。不納欠損の処理は、財務会計上の処理に過ぎず、これをもって債権放棄という法的効果をもたらすものではない。

債権の消滅について、公債権は、地方自治法第 236 条に基づき時効によって消滅するが、私債権は、民法第 145 条に基づき時効の援用があって初めて消滅し、援用がない場合は権利の放棄が必要となる。権利の放棄については、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号で、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄するためには、議会の議決を経なければならないと規定されている。

公営住宅の使用関係については、従来から、公法上の使用関係か私法上の賃貸借関係か問題とされており、昭和 59 年 12 月 13 日最高裁判所第一小法廷判決では、原則として一般法である民法及び借家法の適用があるとしており、この判例に沿って一般的には公営住宅の家賃は私債権とされている。

公営住宅使用料の性質を公債権と考えるか、私債権と考えるかによって債権の消滅に係る手続に違いがあるが、法律上の存在と会計上の存在は一致させることが望ましいので、市営住宅の債権の取扱いについて整理したうえで、法令に基づいた適正な債権管理に努められたい。

(4) 工事に係る事務について

前述のまちづくり部・建築部共通の留意事項のとおり。